

法学博士樋口陽一君の「近代立憲主義と現代国家」 に対する授賞審査要旨

著者は、かねてから、フランスの憲法史および憲法学説史・思想史をおもな素材として、比較憲法学の領域に属する多数の論稿を発表しており（その一部は、論文集『議會制の構造と動態』（昭和四八年、木鐸社）に収められている）、その秀才と業績は、すでに憲法学界でかなり高く評価されている。ここでとりあげる著書は、憲法学の方法および憲法の基礎理論に関する、著者のこれまでの研究成果にもとづき、内外の最新の学説や論争点にもふれながら、著者の思想を体系的にまとめたものである。

本書は、第一部「憲法学の方法」、第二部「憲法の規範性ということ」の二部に大別され、第一部では、フランスの憲法学史を丹念に跡づけながら、その「政治学的方法」を検討したうえで、著者自身の比較憲法学の体系を、「憲法現象の歴史的類型学」という形で展開している。

著者が、フランス憲法学史を素材として憲法学の方法をめぐる問題を考察しようとしたのは、これまでのわが国では、ドイツ国法学の研究に傾いていただけに、適切な研究対象の選択といえよう。しかも、学説史の平板な跡づけにとどまらず、フランス憲法学の特徴と問題点を明らかにしている。

右のような作業につづく、「憲法現象の歴史的類型学」の提唱は、比較憲法学の体系のためのひとつの学問的な展

望を示したものであって、「憲法学の方法」というテーマをめぐる論議が、あるいは単に抽象的な方法論におちいり、あるいは方法論的自覚のない各論的記述にとどまるきらいがあったのにかんがみ、建設的な研究の道を開拓したものと、学界に対する貴重な貢献をするものとみなされる。

第二部では、著者自身の比較憲法学の体系を、「憲法の規範性」をめぐる問題に即して、実証的・具体的に展開している。そこでは、「国民主権」「憲法制定権」「憲法保障」「違憲審査権」「抵抗権」など、憲法学上の伝統的諸概念について、イデオロギー批判の観点からの再検討が加えられ、フランスの諸学者の所説や関連する判例はもとより、フランス革命期の議会議事録までも、詳細・丹念に探索されていて、問題提起の新鮮さと実証の慎重さがうかがわれる。

本書全体を通して「著者の基本的ねらいは、現代国家における憲法のありかたについて、醒めたイデオロギー批判の観点をつらぬいた分析をしようとするところにある」と、著者みずからべている（「はしがき」）が、そのような立場の基盤にあるのは、「科学は、いかなる意味でも『護教の学』であってはならないし、科学の名において何事かを proposer し、そして imposer してはならず、exposer することに自己を局限しなければならない」（同上）という、科学の純粋性に対する固い信念であり、それは、さきに述べた問題提起の新鮮さおよび実証の慎重さと、加えて論理的分析の精密さとともに、本書を学問的香りの高いものにしてている。本書の考察対象は主としてフランスにしぼられており、そこには、近代憲法史の宝庫ともいうべきフランスについてのすぐれた研究の成果が見られるが、それにとどまるものではない。本書の研究は、同時に、戦前のわが国憲法学における「法の科学」の提唱に着目し、それを継

承・発展させようとするものである（本書四―五頁）とともに、随所に示される著者の斬新な問題設定によってうかがわれるように、日本国憲法のものわが国の憲法学界の現状から問題点をくみとり、あらたにそれを超克しようとするものであり、（付論「比較憲法学における特殊日本の性格の位置づけ」参照）、わが国憲法の研究水準を高めるため、注目すべき試みであるということがきる。